

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

このおいしさを蛇口まで・小野川湧水(福島県)



このおいしさを蛇口まで・小野川湧水(福島県)

厚生白書(平成2年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

食品産業の発展に伴う食品の製造加工技術の近代化,高度化,複雑化により,様々な食品が現れ,また,輸入食品の増大等流通の広域化が進むなかで,食品の安全性確保のための対策は一段と重要性を増してきている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

1 食品等の規格基準,表示

現在までに,清涼飲料水,食肉製品,冷凍食品等24の食品群,乳及び乳製品,添加物等について規格基準を設定しているが,今後とも必要に応じ新たな規格基準を設定するとともに,既に設定されたものについても見直しを行うこととしている。また,科学技術の進歩に応じ,食品添加物の再評価を行う等絶えずその安全性の点検に努めている。

食品添加物の表示については,昭和63年6月,「使用した食品添加物は,公衆衛生上の観点から,例外的なものを除き原則として表示することが適当」である旨の食品衛生調査会の答申を得,国際動向をも踏まえ,食品添加物表示基準の改正を行い,同年7月に化学的合成品たる食品添加物347品目,平成元年11月に化学的合成品以外の食品添加物(いわゆる天然添加物)1,051品目について表示対象とした。これにより食品に使用した食品添加物については,原則としてすべて表示することとなった。具体的には,一般名又は慣用名である物質名により表示するとともに,表示の必要性の高い着色料,甘味料等8用途については,用途名も併記することとした(なお,新基準への円滑な移行を図るため,3年6月30日までは経過措置期間とした)。

食品添加物の改正後の表示例

食品添加物の改正後の表示例

食品名		改正前	改正後
ウインナーソー セージ		合成保存料	保存料 (ソルビン酸K)
		合成着色料	着色料 (アナトー)
		酸化防止剤	酸化防止剤 (エリソルビン酸)
		発色剤	発色剤 (亜硝酸Na)
		——	リン酸塩 (K), カゼインNa
		——	調味料 (アミノ酸等)
即席 ラーメン	めん	——	かんすい
		——	ソルビトール, 着色料 (クチナシ), 増粘多糖類, 酸化防止剤 (V, E)
	添付調味料	——	調味料 (アミノ酸等), カラメル色素, 香辛料
チューインガム		——	ガムベース, 香料, 軟化剤
		合成着色料	赤色3号, 黄色4号
		——	マンニット

厚生白書(平成2年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

2 輸入食品対策

近年,我が国では,輸入食品が広範に消費されるようになっており,輸入件数が増加する一方,チリ産ブドウへのシアン化合物混入事件(平成元年3月)等予期できない問題も起きている。このような現状を踏まえ,我が国の国際化の進展に的確に対応しつつ,輸入食品の安全性を確保し,海外からの安全な食品の円滑な輸入等に資するため,水際で安全性のチェックを行う検疫所の食品衛生監視員については,平成元年に9名,2年に10名の増員を行い,全国で99名とした。また,監視の効率化等を図るため,元年に広島港,2年に名古屋空港に新たな輸入食品監視窓口を設置した。今後とも,監視・試験検査体制の整備強化,検疫所の組織・人員の適正配置と充実・強化,検疫部門と食品監視部門の連携の強化を進めていく。

名古屋空港に輸入食品監視窓口を新設

名古屋空港は,中部圏における空の玄関であるとともに,成田,大阪に次ぐ国際空港であり,世界各国から生鮮食料品を中心とする食品が運ばれてくるが,これまで到着の都度名古屋港にある輸入食品監視窓口に入届書を提出しなければならなかった。こうしたなか,平成2年6月,同空港に輸入食品監視窓口が新設され,食品が到着してから搬出までの時間が大幅に短縮されて輸入手続きの迅速化が図られることとなった。

名古屋空港に輸入される食品の大部分は,台湾及び中国からの活うなぎであり,このほか韓国からのワタリガニやマツタケ,タイからのアスパラガスなどもある。食卓に季節感を運ぶこうした食品の安全性を確保するため,同空港の食品衛生監視員は窓口開設から平成2年末までで既に1,692件の食品のチェックに当たっている。

食品の残留農薬については,これまで,53農産物について26農薬の残留基準が設定されており,今後,この残留基準の設定を進めることとしている。また,近時,輸入農産物の増大に伴い,輸入農産物に収穫後使用される農薬(ポストハーベスト農薬)の残留が問題になってきているが,今後,基準設定のための調査研究等を行い,収穫後使用農薬残留基準を設定していく必要がある。

ポスト・ハーベスト農薬

農薬収穫後(ポスト・ハーベスト)の農産物について,貯蔵・輸送中の保存性を高めるために農薬を使用することを「農薬のポスト・ハーベスト使用」という。我が国では,従来,農薬のポスト・ハーベスト使用はほとんど行われていないが,近年,輸入農産物が増大していることから,厚生省では,こうした食品の安全性確保のためにポスト・ハーベスト使用された良薬の残留基準を早急に設定するよう作業を進めている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

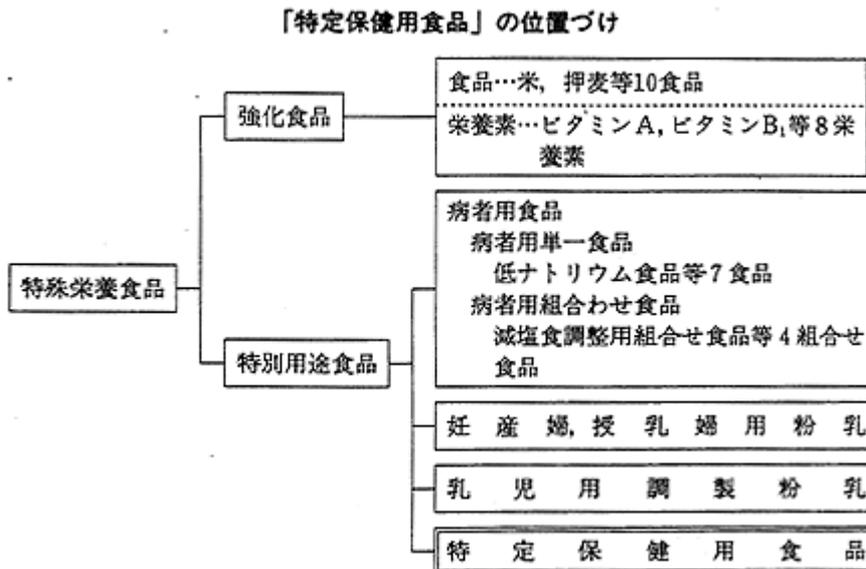
第1節 食品の安全性の確保

3 新しい機能をもつ食品

食品については、生命を維持する機能と「おいしさ」を感じさせる機能があるが、最近、生体防御、体調の調節等生体に様々な反応を生じさせる機能が注目されている。

そして、これらの機能を生体に対して十分に発現できるように設計された食品(いわゆる機能性食品)の研究・開発が進められている。このいわゆる機能性食品は、食生活を通じてのより積極的な健康の増進に寄与するものと考えられるが、一方で、これらの食品が十分に評価を受けることなく商品として流通することは保健衛生上の問題があるため、これに対する適正な評価手法や認証、表示制度、国民に対する啓発普及の在り方等を検討する必要がある。このため、平成元年4月、「機能性食品懇談会」中間報告が行われ、いわゆる機能性食品の役割、範囲、許可指針策定の方向等が示された。この中間報告を踏まえ、その制度化について「機能性食品検討会」において検討され、2年11月、いわゆる機能性食品を含め、ある種の保健の効果が期待される食品について、食生活の改善、医学・栄養学的に正しい情報の提供、過剰摂取障害の防止等に十分配慮し、「栄養改善法」第12条に基づく特殊栄養食品の一つ「特定保健用食品」として適切な評価と適正な表示を行うこと等を求めた報告書が提出された。

「特定保健用食品」の位置づけ



第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

4 食鳥肉対策

牛,豚等の獣畜の肉については,従来から「と畜場法」に基づき1頭ごとの検査が行われているが,食鳥肉についてはこのような検査体制が敷かれていなかった。

しかしながら,近時,食肉需要量全体に占める食鳥肉の割合が3分の1を超える(昭和63年約171万トン)など食鳥肉の需要量が急増しており,疾病り患食鳥肉,抗菌性物質等残留食鳥肉,食中毒細菌汚染食鳥肉の排除による食鳥肉の安全確保が,国民の健康保持上極めて重要なものとなっている。

このため平成2年6月,「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が成立し,3年4月からは鶏等の食鳥のと殺から内臓摘出等を業として営む者は,都道府県知事等の許可を受けなければならず,4年4月から食鳥の処理に当たっては,処理する食鳥について検査を受けなければならないこと等とされた。これにより,我が国においても,先進諸国と同様,疾病り患食鳥肉等の排除のための制度が確立した。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

1 環境衛生関係営業

飲食店、理髪店、美容院、クリーニング店、公衆浴場など日常生活に極めて関係の深い環境衛生関係営業(平成元年12月末現在の施設数約248万)は、生活関連サービスの提供を通じて衛生的で豊かな国民生活づくりに貢献している反面、営業者の大部分が中小零細企業であるため経営基盤がぜい弱であり、営業施設やサービスの内容につき、ともすれば衛生上の問題を生じやすい体質を有している。

多様化する銭湯

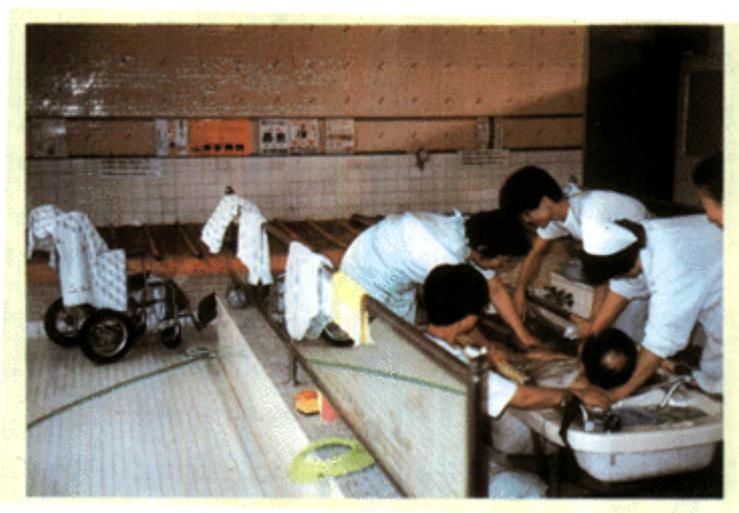
入浴は、日本人にとって清潔さの維持という以上の意味を持ってきた。ことに銭湯は、地域コミュニティの場として不思議な魅力を持ち続けている。しかし、自家風呂の普及もあって銭湯の転廃業が続いており、この20年間に2万3,000軒から1万2,000軒にまで減ってしまっている。

地域住民の生活に不可欠な銭湯の振興を図るため、平成2年8月、公衆浴場の今後の事業展開の在り方を示す「浴場業の振興指針」が出され、

健康ランド的なレジャー性をより強調した銭湯や、福祉サイドと連携しデイサービスを実施する銭湯など複合的な経営展開が提唱されている。

ことに全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会では、体が弱って家庭の狭い風呂では入浴が困難になってきた高齢者にもゆったりと入浴をし

てもらおうと、設備面での配慮をしたり、介護者の付添いを認めたりする福祉連携型の銭湯づくりを推進している。この新しい試みは、今後の在宅福祉の推進にも大きく貢献するものとして期待されている。



そこで、これらの営業に対しては、「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に基づき、諸般の振興策が講じられているほか、政府系金融機関である環境衛生金融公庫によって長期かつ低利の融資が行われ

ており,昭和42年の設立以来,平成元年度末までの貸付総額は3兆5,406億円に達している。

また,高齢者が地域社会で快適に過ごせるまちづくりに寄与するとともに,環境衛生関係営業の一層の振興を図るため,平成元年度から,環境衛生関係営業者自らが高齢者を対象として,その需要を把握し,高齢者に配慮したサービスの開発・提供を行う「銀の店」街づくり事業を進めている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

2 居住環境の向上

百貨店、店舗等の多くの人々が利用する一定規模以上の建築物については、空気環境の調整や給排水の管理等に関する「建築物環境衛生管理基準」を定め、衛生的環境の確保を図っている。昭和63年度からは、より快適で健康的な居住環境の確保を目的として健康リビング推進対策事業を実施し、建築物環境衛生に関する各種の調査研究の成果等を基に、衛生上留意すべき事項を示した「健康リビング実践ガイドライン」の作成等を行っている。平成2年6月には建築物内の給排水に関するガイドラインを公表したほか、現在、防カビ剤等の化学製品に関するガイドラインの作成等を行っている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

3 化学物資の安全確保対策

化学物質の安全確保については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、蓄積性は低いが、難分解性を有し、長期毒性の疑いのある化学物質を指定化学物質として指定し、製造数量の実績等を届出させ、さらに、そのうち特に必要があるものを第二種特定化学物質として指定し、製造予定数量の事前届出を義務づけている。また、難分解性、高蓄積性、長期毒性の3つの性状を併せ持つ化学物質については第一種特定化学物質として指定し、その製造、使用等を原則として禁止する等の規制を行い、環境汚染防止対策の推進を図っている。平成2年9月には、TBT化合物(注)13種類が第二種特定化学物質に指定された。

(注) TBT化合物・・・・・・・・トリブチルスズ化合物。船底への貝類や藻類の付着防止用の塗料等に使用される。

今後は、さらに、世界的に生産量が多く、広く使用され、人及び環境への影響を及ぼす可能性が高いにもかかわらず、安全性評価のための情報(データ)がほとんどない化学物質については、国際的な協力の下にその安全性点検を進めていく必要がある。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

4 墓地等対策

今日、人口の都市への集中、核家族化の進展等により、墓地等を取り巻く社会経済環境は大きく変化している。これに伴い、墓地等をめぐる様々な問題について、社会的関心を呼び起こしている。

こうした状況を踏まえ開催された「墓地問題等検討会」から、平成2年4月、中間報告書が出され、当面对処すべき墓地の経営・管理、墓地の整備等について、具体的な提言がなされた。

新形式墓地

今日、首都圏等の大都市地域では、都市化の進展やそれに伴う地価の高騰等により、新たな墓地用地を確保することは極めて困難な状況となっている。東京都の「新墓園等構想委員会」の報告書によれば、今後20年間における都民に対する公営墓地の必要供給量は21万6,000基と予測されており、公共の墓地のために使える土地に限りがあることを考えると、土地の効率的な利用を図っていく必要がある。このような状況から、形態によって、壁墓地、芝生墓地、ロッカー式墓地、共同参拝墓地等の新形式墓地が提唱されており、東京都においては、新たな墓地需要に対応するための方策の一つとして、都営小平霊園及び八柱霊園に壁墓地を設置し、平成3年度から一般公募することとしている。なお、壁墓地とは、数基の墳墓が壁状につながっているものであり、従来の墳墓と比べ1基当たりの土地面積が少なくなっている。

〔都営小平霊園の壁墓地〕



第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

5 合併処理浄化槽の普及促進

浄化槽の設置基数は、平成元年3月末現在で約635万基(総人口の27%に当たる約3,330万人が利用)となっており、国民の水洗化の要望の高まりから今後も毎年20万基から30万基程度の増加が見込まれている。

こうしたなか、最近、し尿と併せて生活雑排水(台所や風呂等からの排水)を処理する合併処理浄化槽が実用化されており、処理性能に優れ、一般家庭に手軽に設置できることや、生活雑排水による公共用水域の汚染防止に役立つことから大きな期待を集めている。

このため、厚生省では、新たに設置される浄化槽等を合併処理浄化槽にしていくことが生活排水対策上望ましいとの観点から、その普及を推進しており、今後とも合併処理浄化槽の設置者に対し、市町村が助成する事業(合併処理浄化槽設置整備事業)に対して補助を行うとともに、浄化槽の適正かつ総合的な管理システムを構築していくこととしている。

第1編

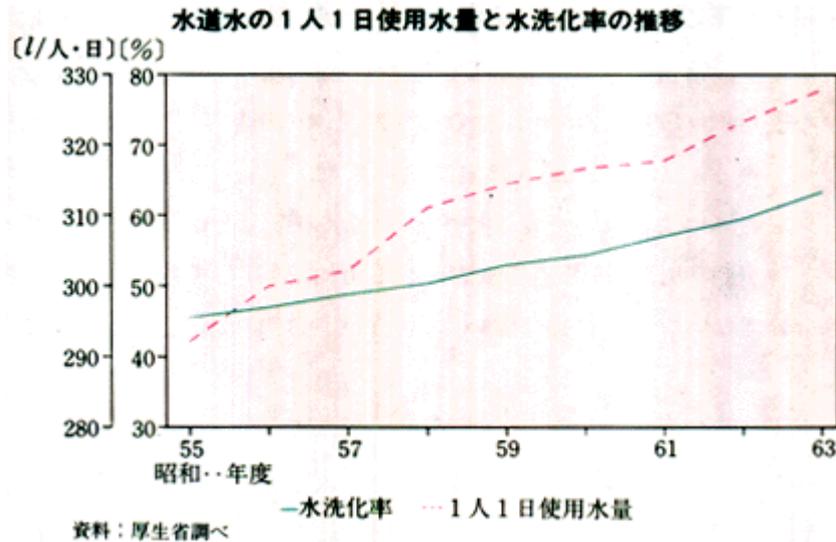
第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第3節 ゆとりある頼れる水道をめざして

我が国の水道使用量は、年々増加の傾向にある。これは人口の増加、核家族化や水道普及率の上昇のほか、近年では水洗トイレやシャワー等の水利用機器の普及等によるところが大きいといわれている。

水道水の1人1日使用水量と水洗化率の推移



このように、水道はライフラインとしての機能はもちろん、人々の生活の快適性を保障する上からも、一層その重要性を増してきている。一方、最近の水道供給体制を取り巻く状況をみると、施設の老朽化による事故、地震や台風による被害、首都圏等にみられる大規模な渇水、水源水質の悪化等多くの問題が発生しており、ぜい弱性が目立ちつつある。

こうしたなか、平成2年11月、厚生大臣の諮問機関である生活環境審議会が、「今後の水道の質的向上のための方策について」と題する答申を提出した。厚生省では、この答申を踏まえ、21世紀に向けた「高水準の水道」を構築していくこととしている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第3節 ゆとりある頼れる水道をめざして

1 安定的供給の確保

(1) 取水,送配水面の課題

安全でおいしい水を十分に各家庭に送り届けるためには,常に十分な取水量を確保し,これを安定的に送配水する必要がある。水道水の取水については,河川水からの取水の割合が大きい,その内訳をみると,年々不安定取水(注)の割合が増大しており,渇水の影響を受けやすい状態となっている。また,送配水の面についても,全管路延長約43万kmのうち,地震等による被害を受けやすく,漏水の原因となりやすい石綿セメント管が約7万km,普通铸铁管が約5万km残存しており,配水池容量も十分でないなど,災害に強い水道とはなっていないという現状にある。

(注) 不安定取水・・・・・・河川水が豊富にあるときだけ取水可能な暫定水利権による取水のこと。

(2) 非常時の安定的給水を

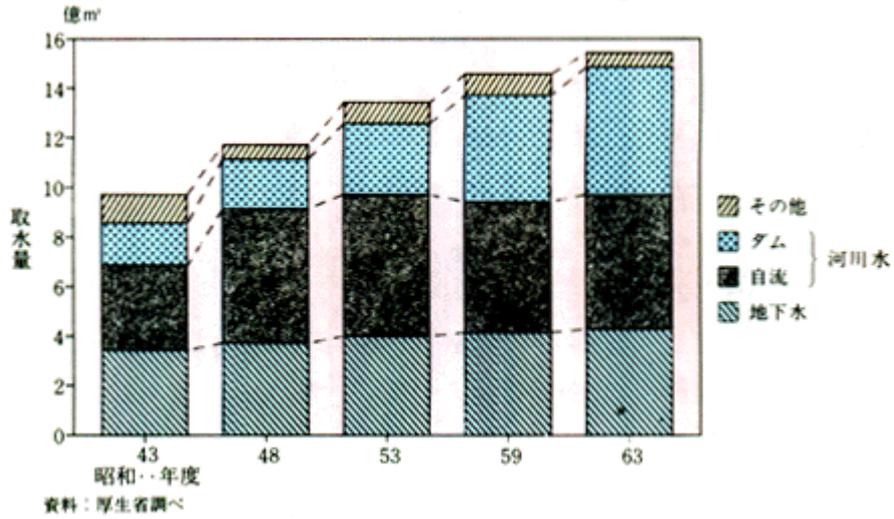
このため,平常時の安定的給水はもちろん,渇水,地震時等の非常時においても国民生活への影響を最小限にするため,ダム等の水資源開発,既存水資源の有効利用等や浄水場,配水系統間の連絡管の布設,原水調整池の設置,配水池容量の増大等により,渇水時における安定給水の確保と水の効率的利用を図るとともに,基幹施設の耐震化や老朽管路の更新等老朽化施設の改良,更新等を進めていかなければならない。

水道水の安定的供給のための体制整備については,平成2年6月に閣

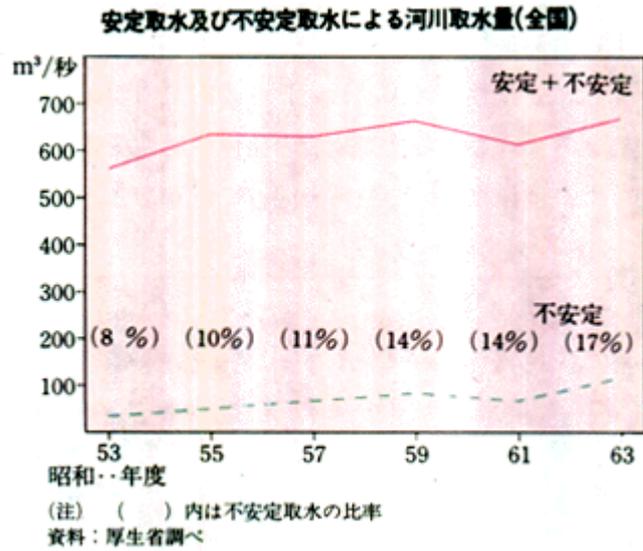
議了解された「公共投資基本計画」にも盛り込まれており,計画的に取り組んでいくこととしている。

水道水の取水量の内訳と推移

水道水の取水量の内訳と推移



安定取水及び不安定散水による河川取水量(全国)



第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第3節 ゆとりある頼れる水道をめざして

2 安全性とおいしさ

常に安心して飲める水の供給は水道の基本的使命であるが、最近、生活排水による水源の汚濁進行に加え、ゴルフ場において使用される農薬やトリクロロエチレン等の微量有機化学物質による水源汚染に対する懸念が社会的問題となっており、水道水質を取り巻く問題は複雑化、多様化してきている。このため、平成元年度から検査制度も含めた水道水の水質基準の全面的な見直しを進めている。

さらに、水道水の安全性の確保、おいしさの向上の面から、きめ細かな水質検査が行えるような水質検査施設の整備や活性炭処理、オゾン処理技術を活用した高度浄水施設の整備を図っていくこととしている。

高度浄水施設

湖沼やダム富栄養化による水道水源の汚染は、かび臭の原因となっているが、かび臭の原因となる微量有機化学物質等は、通常の浄水処理だけでは除去が困難なので、これを除去する高度浄水施設が必要となる。代表的な高度浄水処理としては、バクテリアによる水中の臭気物質等を除去する生物処理、オゾンの強力な酸化作用により分解除去するオゾン処理、活性炭の吸着作用により吸着除去する活性炭処理等がある。高度浄水施設は、安全でおいしい水の供給に不可欠なものになっていることから、厚生省では昭和63年度から整備費の1/3または1/4を補助し、平成2年度には6か所の整備を行っている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第4章 安全で快適な生活環境の整備促進

第3節 ゆとりある頼れる水道をめざして

3 給水サービスの一層の向上

(1) 豊かさを支える水道へ

今後の水道行政は、これまで述べてきたライフラインとしての水道の機能を高めることはもちろん、21世紀に向けて人々の生活をより豊かで快適なものとしていくため、全国どこでも質の良い給水サービスが受けられるようにすることも重要な課題となっている。

(2) 直結給水の促進

先進諸外国の水道はおおむね建物の5階程度に直結給水できる都市が多いのに比べ、我が国の水道は、2階までしか直結給水できないのが現状であり、建築物の高度化に対応した水圧の向上を図ることによって、小規模な受水槽の衛生問題や維持管理のわずらわしさ、費用負担などの問題を解消していく必要がある。

各国〈都市〉の配水圧力

各国(都市)の配水圧力

都市名	国名	調査年月	直結給水可能階数	給配水圧力 (kgf/cm ²)
サンフランシスコ	アメリカ	1986年9月	6階程度	2.8~6.3
ロスアンゼルス	アメリカ	1990年2月	5階程度	2.5~5.6
—— (注1)	スウェーデン	1986年9月	8階程度	3~7
—— (注1)	オランダ	1990年3月	5階程度	平均 4.0
フランクフルト	ドイツ ^(注2)	1990年3月	5階程度	3.5~6.1
パリ	フランス	1990年3月	8階	平均 5.0
—— (注1)	日本	1990年3月	2階	1.5~2.0

(注1) 当該国全体についての数値。

(注2) 調査年月は統一前。

資料：(社)日本水道協会調べ

(3) 普及率の向上

水道普及率についても先進諸外国と比較すると今一步の水準であり,国民の生活水準が向上するなかで農山漁村を中心にいまだに全国で約690万人(平成2年3月末現在)もの人々が水道の恩恵に浴していないことから,こうした地域への水道の普及も引き続き取り組んでいく必要がある。

また,平成2年10月には,浦和市において水道を利用せず,病原菌に汚染された地下水を飲用に利用したことが原因と考えられる集団下痢事件が発生した。厚生省では,原因となった大腸菌が国内での検出事例が少ないものであることから,同種大腸菌による感染事例の実態調査を行うとともに,飲用井戸の衛生管理の徹底等を図るよう都道府県,保健所に指示を行った。飲用井戸については,化学物質による汚染も問題となっていることから,今後とも水道への切り替えを強く指導していく必要がある。

(4) 大深度地下空間の利用

大深度地下空間の利用は,建設空間の確保や耐震性の点において優れている。今日,大都市等においては通常の地下空間の利用が困難な状況となっていることから大深度地下空間における水道施設の整備についても検討を進めている。